

様式第4号（第7条関係）

パブリックコメント募集案件概要書

【案件名：つくば市国民健康保険データヘルス計画（第2期）（中間評価）の内容について（審議）】

つくば市保健福祉部国民健康保険課

○ 計画等を必要とする背景・提案に至るまでの経緯

「国民健康保険法」第82条に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号）に基づき、つくば市国民健康保険データヘルス計画（第2期）を策定し、国民健康保険被保険者を対象に、健康保持増進のため、特定健康診査受診率の向上及び生活習慣病の発症予防や重症化予防等の保健事業の実施及び評価を行う。

○ 他の自治体の類似する計画等の事例

データヘルス計画の策定は、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として、全健康保険者に実施を求められている。

○ 未来構想における根拠又は位置付け

Ⅱ 誰もが自分らしく生きるまち

Ⅱ-2 人生100年時代に生涯いきいきと暮らせるまちをつくる

・一人ひとりのこころとからだの健康づくりの支援

○ 関係法令、条例等

国民健康保険法

○ 計画等の実施により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む。）

中間評価を行うことで、課題の抽出を行い、より効果的・効率的な保健事業を実施する。